

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成25年2月15日（金）

開会 13時30分

閉会 15時20分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹（再掲）

次長（教職員・施設担当） 信田信行、次長（学習支援担当） 白鳥綱重

次長（育成支援・社会教育担当） 野村浩、次長（研修担当） 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、副課長 寺和奈

予算経理課 課長 三井清輝、副課長 高野吉雄

教職員課 課長 木平芳定、副課長 眞崎俊明、副課長 橘泰平

福利・給与課 課長 福本悦蔵、副課長 堀内英樹

高校教育課 課長 倉田裕司

保健体育課長 吉田光徳、指導主事 山中千聡

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第43号 平成25年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第44号 平成24年度一般会計補正予算（第8号）について	原案可決
議案第45号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第46号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例案	原案可決
議案第47号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正 する条例案	原案可決
議案第48号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する 規則の一部を改正する規則案	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告1 県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメントの結果概要、及び当該中間案の修正について
- 報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成25年2月5日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

牛場委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第43号から議案第47号は、議会上程前の意思形成過程であるため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第48号を審議し、報告1から報告2の報告を受けた後、非公開の議案第43号から議案第47号を審議する順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第48号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与課長説明）

議案第48号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年2月15日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容につきましては、3ページをご覧ください。2つございますが、まず、ここに表れてはおりませんが、1点は、この規則の文言の中に、「正規の試験」とありますものを、今回「採用試験」と名称を改めるといふ部分がありまして、その部分の改正が中に

あります。

主題としましては、ここの3ページにありますように、昇格時の号給対応表の改正です。内容的には、国の給与に倣いまして、県におきましても、50歳代と書いてありますが、実質は40代後半もかかってくるが、官民の給与格差に対応するために、私どもの昇格時の号給等の改正等を行うということでございます。

具体には、お付けしてありますグラフの入った形の表をご覧ください。今は級が渡りますときに、例えばこれは高校の給料表になっておりますけれど、一般教諭から教頭に昇格になるところの表を参考資料としてお付けしております。昇格時に、現行ですと、例えば、高校の教員の場合で教諭から教頭になられる場合、それが2級の129から昇格がありまして3級に移る場合には、このように3-62ということで、今移っておりますが、これは国のほうの抑制もありまして、三重県におきましても同様な形で、この渡り方を少し抑えるということでございます。号給によっていろいろな数字になっていきますので、比較表が付いておりますが、簡単にいえば少し抑えていくという形になりまして、例えばこの例でいきますと、3,300円ほど抑えられるという部分があります。これは、当然、こんなふうに渡りますと、それ以降、この形で昇給をしていきますものですから、ずっとこの形で推移することになります。国の形を採りまして、三重県もこのようにやっていくということでございます。

「教育職の場合は」という文言がありますが、県立の教育職の場合は、2-145号がアップーですので、そこから25号給下のところ、つまり121号から昇格する場合は、このような調整が入るということになります。

学校栄養職員とか行政職の場合につきましては、それぞれアップーから17号手前のところから昇格するときには調整が加えられることになります。

その表が、ずっと以下、8ページから11ページにかけて、そのような形になっておりまして、その調整が微妙に少し下げられた形になっていると思っておりますが、このようにこの別表を改正させていただく案でございます。

以上でございます。

【質疑】

委員長

基本的には、そうすると、40代後半、47ぐらいからの特に昇格時の給与が、今までのようなカーブは描かずに、そのカーブをよりなだらかにしたという理解でいいんですか。

福利・給与課長

昇格時に調整が加えられます。

委員長

昇格時に直近上位に一応するんでしょ。

福利・給与課長

これまでどおりには上がらないということになります。

委員長

これまでどおりには上がらないという形で。カーブをなだらかにしたというイメージ

かなというふうに認識してますけど。

福利・給与室長

それは、そのとおりです。

委員長

ですよね。で、その根拠は、国の人事院ですか。

福利・給与課長

人事院に基づきまして、私どもの人事委員会が判断してお諮りするものです。

委員長

ということでありますね。

ということですが、この議案第48号については、いかがでしょうか。

牛場委員

それは、もう先生方は了解というか、そうせざるを得ないでしょうね。

委員長

給与決定の仕組みですね。

牛場委員

不服があってもそうせざるを得ないと。

委員長

公務員一般に自らで給与を決める仕組みではありませんので、それがあって国の場合の人事院、それから、県の場合には人事委員会が民間給与を調べて、そして、それとの格差を民間のほうが高ければ地方公務員もそれに準拠して上げていきますし、民間が低くなれば、それに依拠して下げていくという給与決定の仕組みを取っているの、ある意味、その人事院あるいは人事委員会の決定というのは、その意味でいうとすごく重いものになっているはずですし、それに基づいてこの規則が出てきたということよろしいですかね。ということなんですね。

他にいかがでしょうか。

清水委員

昇格前はやっぱり個人によって違うわけですね。これで全て100%に近い先生方が全部なだらかな形になるというような理解でいいわけでしょうか。

福利・給与課長

先生方も、それぞれの職歴によって同じ年齢でも違ってくるということです。この上位から25号のレンジに入りましたとき、昇格するときにはこのように抑えさせていただくということです。

委員長

25号というのが大体、大学出て教員になって50前ということで。要するに1年に1つずつ階段上がって行って、そして、管理職なったとき、その直近上位に上がっていくときの上げ方を下げたということですね。

福利・給与課長

なだらかに下げた、ということです。

委員長

下げたというんじゃなくて、なだらかにということですね。

福利・給与課長

必ずしも1号ではないんですが、特に今回、小中の先生方、給料表を見ていただくと分かりますように、小中はもっとたくさんの7号とか8号とか、一番多いところで9号ぐらいあるかもわかりませんが、そこはやっぱり加味比較の中でそのように出ておりますので、県も合わせております。全て1号だけではないということです。

委員長

なるほど、そうですね。いかがでしょうか。

丹保委員

人事院の関係ですので、ここでノーと言うわけにはいかないと思うんですね。ただ、将来的にまたもっと下げるとい話もありますので、そのほうがむしろ心配をしますけれど、今回は私は全く異議はございません。

委員長

そうですね。現行のシステムによる限りはこれでいくということだと思います。

【採決】

－全委員が承認し、本議案を原案どおり承認する。－

・審議事項

報告1 県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメントの結果概要、及び当該中間案の修正について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメントの結果概要、及び当該中間案の修正について

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメントの結果概要、及び当該中間案の修正について、別紙のとおり報告する。平成25年2月15日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

別紙1以下に資料が付いています。詳細な説明については、担当の推進監のほうから行いますので、よろしくお願ひします。

（加藤教育改革推進監説明）

それでは、別紙1をご覧ください。11月22日の定例会で報告させていただきました中間案について、12月13日から今年1月15日まで約1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。その概要ですが、3のところにありますように、いただいたご意見、人数では41人の方から、件数では80件でございます。

ご意見いただいた項目は、かなり分散をしております、集中しているような項目はあまりありませんが、比較的多かったのは、高等学校における特別支援教育にかかわる事柄、あるいは、地域に関するところの、後ほどの資料に詳細がございますが、松阪、伊賀、東紀州についてのご意見が少し多かったという状況です。

めぐっていただき、6の「対応状況」で、事務局でパブリックコメントの内容、詳細を検討させていただき、このように対応させていただきたいという件数別の概要です。

③「既に反映しているもの」というのが多くなっておりますが、ご意見の中には、この

活性化計画の上位計画である三重県教育ビジョンに記述があるようなことについて指摘もかなりありました。今回の活性化計画につきましては、教育ビジョンを踏まえて、詳細の具体的な記述のところにいろんな記述が載っているということで、項目としてはまとまっていない、例えば自己肯定感に関することだとか、そのようなことは内容には含まれておりますが、項目としては独立していないと。こういうことについては、③の「既に反映しているもの」というところに分類して入れました。

また、④「最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの」というのも36件あり、例えば、特別支援教育に関して、高等学校に特別支援学級をつくることはできないかというご意見等もありました。すぐにこの活性化計画の中に入れることは難しいが、今後、引き続き検討していきたいと。こういうご意見については④に分類しました。

別紙2に、詳細の一つひとつのご意見についての回答を掲げました。項目の欄に「1頁1(2)」というようなことでページ数がありますが、こちらのページ数は11月22日に見ていただいた中間案のページ数ですので、後ろのほうに付けています資料とは少しページ数がずれる部分が、ごく一部ですが、あります。

パブリックコメントを踏まえて、また、その後、教育改革推進会議でも、11月、1月、2月で審議をしていただいていますし、また、各地域での協議会等々でのご意見を踏まえながら、いくつか修正をして最終案としたいと思っていまして、別紙3に最終案をお付けしました。

それでは、別紙3の最終案のほうで、修正を施したところにアンダーラインを引いておりますので、順次、概略を見ていただければと思いますが、1ページの下のほう、「続けられるよう」というところ、細かいアンダーラインがいくつかありますが、表現の精査で内容的には修正はしておりません。

2ページの上から2行目のところに「方策の一つ」とあります。中間案では「重要な手段」となっておりましたが、地域の協議の状況なども踏まえて表現を精査し、このように修正をしました。表現の修正については、他にも2ページの下のほうの「他方」、元々は「一方」となっていたところを「他方」、あるいは、下から2行目ですが、「必要があることから」は、元々は「必要です。」と1回切っておりましたが、文章の流れ上、このような表現に変えました。

4ページですが、本文の一番上、「県内を地域別に見ると」のところ、より分かりやすくするために加筆をしました。4ページの下のほう、「小中学校や大学等高等教育機関を」というところですが、こちらは、パブリックコメントの中の「小中学校とのつながりということをもう少ししっかり盛り込むべきではないか」というご意見を踏まえて、加筆をしました。

5ページの真ん中あたりの「情報を有効に利活用」というところですが、前のページの課題のところに「高度情報化への対応」ということがありました。それへの対応というところをもう少し加筆をすべきかと考えました。

6ページの上のほうのいくつかの文言ですが、ここは、多様なニーズに応える教育の実際の展開ですが、この欄は基本的な考え方の欄ですが、もう少し具体的に中身を記述したほうがいいのではないかと考え、「学校を越えて共に学ぶ機会の創出」、あるいは

「協同学習の手法」、「情報機器等を活用」といったことについての記述を加えてはとを考えました。なお、これに関係して、欄外の「注」のところですが、「協同学習」、元々は後ろのほうのページで初めて出てくる文言でしたが、この6ページに移しました。

6ページの真ん中あたりの「今後も」というところで、「県立高等学校の適正規模・適正配置を推進し、」というところですが、元々は「学校の活力の維持・充実を図る手段として、適正規模・適正配置を推進する」という、少し枕詞的な表現をしていましたが、地域での協議会でのご意見等も踏まえながら、表現はややシンプルな形になりましたが、「適正規模・適正配置を推進していく」ということに改めてはとを考えました。

8ページ、本文の下から4行目になりますが、「働く者の権利や義務についての理解」、こちらは、パブリックコメントの中で、こういったことについてぜひ記述をとというご意見がありまして、それを踏まえて加筆してはと考えました。

8ページの欄外の*1として、「社会的・職業的自立に必要な能力や態度」、キャリア教育で大事にしていく基礎的・汎用的能力の内容ですので、これについては、こういったところに明示していったほうがいいのかと考えまして、今回、加筆をいたしました。

少し飛んで14ページ、「加えて、養成・採用も含めた資質向上の具体的なあり方について、検討を進めます。」ということで、こちらは、教育改革推進会議第1部会での協議、審議も踏まえ、来年度以降、この教員の資質向上に係る指針等も検討していきたいと考えまして、新たに加筆を考えました。

17ページ、農業です。「農業土木」という分野は大事な分野であるので、記述をすべきではないかというパブリックコメントの意見を踏まえて加筆してはと考えました。

少し飛びます。23ページ、総合学科の今後の対応、23ページの一番上ですが、総合学科では、科目選択の自由度が高いというメリットの反面、様々な課題もあるということで、社会的・職業的自立に必要な知識・能力・態度等を育成していくということ、それを1年次の段階で、「産業社会と人間」という科目、総合学科の原則履修科目がありますが、これに加えて系統的に3年間の中でしっかり取り組んでいくと。これもパブリックコメントの中でのご意見を踏まえて加筆・修正をと考えました。

29ページ、伊勢志摩地域の最後の行です。「各学校がニーズに対応した学習環境を提供しつづけられるよう、」ということで、これは、地域協議会での協議を踏まえ、これから分校化、統廃合もこの地域では検討の課題になっていくわけですが、しかし、仮に規模が小さくなったとしても、各学校がニーズにしっかり対応していくということを書き加えたいということで、加筆すればと考えました。

最後、31ページ、「いずれかの学校が」ということで、ここは、木本高校、紀南高校を、そこにあります規模を将来的に維持できなくなった場合に統合するということですが、こちらでも地域別協議会での協議を踏まえ、より分かりやすく明確にするために加筆すればと考えました。

加筆・修正をしたい箇所は、以上です。

今後ですが、この修正を施した最終案という形で、3月中旬の県議会の常任委員会でも説明をさせていただいたうえで、3月25日に予定されている定例会で議題としてご審議いただき、その結果、成案としていきたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告1ですが、いかがでしょうか。

これまでも中間案という形でご説明いただき、パブリックコメントの結果を受けて、それから、様々な教育委員会関係の、特に活性化の様々な協議会であるとか、そういうところのご意見を受けながら、この県立高校活性化計画が、一応パブリックコメントも経て最終案というところまでたどり着いたというご報告でした。次回の教育委員会定例会で最終決定をしていきたいと思いますが、何かございますか。

牛場委員

「工業に関する学科」のところで、「専攻する分野にとどまらない幅広い知識、コミュニケーション力等、多岐にわたってます。」、こういうところが、私の会社もそうですが、コミュニケーションというのがすごく社員も理解ができてないといいますが、人間関係のまずさがすごくありまして、講師の先生を外から招いて勉強会という形で、こういうコミュニケーションについてとか、会社の組織とか、そういったところを企業人になってから勉強させておりますので、すごくこれはいい取組していただけるなと思っております。

教育改革推進監

その点に関しましては、これは工業に限らず専門学科全般であります、専門性を追求するということの大事さと、それから、非常に変化が激しい時代ですので、今、ご指摘いただいたコミュニケーション力、あるいは基礎的な力というのをしっかりつけていくことが専門学科でも必要ということで、これに取り組んでいきたいと思っております。

牛場委員

お願いします。

委員長

他にいかがでしょうか。

牛場委員

中高一貫教育というのは、これからまだ進めていただけるとここに記入していただいておりますので、これもお願いしたいと思います。

委員長

そうですね。他にいかがでしょうか。

私自身、教育委員になる前に、いろんなところでの学校評価とかを経験してきたところからいうと、14ページの「学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり」の部分は、学校関係者評価を実施して、「その目的の一つは、保護者や地域の方々との連携と協力による学校づくりを進めることにある。開かれた学校づくりに資するものだ。」、これはもうまさにそのとおりだと思いますが、これはここでも申し上げたし、年末に知事とお話をさせていただいたときも申し上げましたが、やっぱりその学校の評価をきちりやったということで、それが、例えば施設設備の改善であるとか、そういうものに結び付いて、なお一層保護者や地域の方々との連携と協力がやりやすくなるという仕組みみたいなものが欲しいと思います。評価はもので釣っちゃいけないという考え方は確かにあると思います。あるとは思いますが、ただ、地域の方々とは、この学校を客

観的に評価をして、どう良くしていこうかというときに、これはやっぱり物理的に必要なものもあるんじゃないかと思っていて、これは別にそういうことを書いて欲しいというわけではありませんが、そういった点というのが、ここだけを取り上げていくと、もちろんこれが多分正論だろうとは思いますが、その開かれた学校づくりというのが、やっぱりどうしてもソフトの部分だけのような気がするんですね。それに伴う施設設備というのは絶対の充実につながっていくというのがあったら、もっとうまく進むんじゃないかなとかねてから考えているところです。ちょっと意見として申し述べておきたいと思います。

教育総務課長

先ほどこの活性化計画につきましては、常任委員会が終わってから議案として提出したいということですので、定例会としては次々回になります。よろしくお願いします。

委員長

分かりました。ということではありますが、報告1については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について (公開)

(吉田保健体育課長説明)

報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成25年2月15日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

それでは、「専決処分の報告について」をご覧ください。

本件は、公用車による自動車事故に関する損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告です。県議会へ報告する様式にのっとり作成しております。平成24年12月7日に発生した保健体育課の公用車による自動車事故に関するものです。平成25年1月30日に、知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしました。そのことにつきましては、県議会の2月定例会議に報告する必要がありますので、本日、教育委員会にご報告するものです。

事故の内容につきまして説明いたします。平成24年12月7日金曜日の午後、本課職員は、津市桜橋三丁目の三重県津庁舎にて開催される研修会に参加するため、公用車を使用しました。

午後1時ごろ、津庁舎内の駐車場で後進して駐車しようとした際に、職員の後方不注意により、駐車予定の右側のスペースに既に駐車してあった相手方の自動車の左前部のバンパーに接触をしました。職員は接触時に負傷することはなく、また、相手方は既に津庁舎内で用務をしていたため車には不在でした。県の公用車は、右後部バンパーの塗装がはがれたという状況でした。相手方自動車は、左前部バンパー凹み2箇所、損傷がありました。過失割合は県側が100、相手側はゼロとなっております。

損害賠償の額ですが、164,871円を県が加入しております損害保険より賠償す

るものです。

【質疑】

委員長

報告2は、いかがでしょうか。

相手は、レンタカーだったんですか。

保健体育課長

そうです。

牛場委員

これは修理代としてですね。

委員長

結局、バンパーを全部替えたということになるのかな。

保健体育課長

ちょっとその辺は確認しておりません。

委員長

ちょっと当たっただけでも、バンパーを全部替えるとかいろいろ大掛かりになりますよね。

よろしいでしょうか。はい。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第43号 平成25年度三重県一般会計予算について（非公開）

予算経理課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第44号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第8号）について（非公開）

予算経理課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第45号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第46号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（非公開）

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第47号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

(非公開)

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。